

瀬戸市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第4号

瀬戸市教育委員会公告式規則（昭和60年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則の公布及び規程の公表)</p> <p>第2条 <u>規則を公布しようとするとき又は教育委員会の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び教育長の氏名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 規則の公布又は規程の公表は、瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行う。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、<u>その末尾に教育長が署名しなければならない。</u></p> <p>2 規則の公布は、瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行う。</p> <p><u>(教育委員会の定める規程の公表)</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長の氏名を記入し、教育長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</u></p>
<p>(規則及び規程の施行期日)</p> <p>第3条 <u>前条第1項の規則及び規程は、当該規則又は規程に特別の定めがあるものを除くほか、公布又は公表の日から起算して10日を経過した日から施行する。</u></p>	<p>(規則及び規程の施行期日)</p> <p>第4条 <u>規則及び前条第1項の規程は、当該規則又は規程に特別の定めがあるものを除くほか、公布又は公表の日から起算して10日を経過した日から施行する。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年10月11日から施行する。